

別紙添付書類一覧

※ 登記事項証明書、身分証明書、営業証明書、各納税証明書等は、申請書提出日から遡及し、
3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

1 法人の場合（各種組合の場合は3による。）

- (1) 登記事項証明書（写し可、法務局の発行するもの）
- (2) 次に掲げる税に滞納がないことの証明書（原本の提出）
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。） ※道税事務所、各総合振興局税務課の発行するもの
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（滞納がないことの証明書）
（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ・本店が道外にあって、道内に支店がある場合
道税の納税義務があるので、アで証明
 - ・本店が道外にあって、道内に支店がない場合
本店所在の都府県の法人事業税が滞納がないことの証明書
 - ウ 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書 ※税務署で発行するもの
- (3) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書面
届出義務がないものについては、**社会保険等適用除外申出書（別記第20号様式）**を提出してください。
 - ア 健康保険・厚生年金保険の届け出義務を履行している事実を証する書類
※ 次に例示した書類など、ど届出の状況が確認できる書類のいずれか一つ（写し）
 - ・納入告知書、領収済額通知書、社会保険料納入証明書、保険料納入確認書など
 - イ 雇用保険
※ 次に例示した書類など、ど届出の状況が確認できる書類のいずれか一つ（写し）
 - ・保険関係成立届、概算・確定保険料申告書、納付書・領収証書
- (4) 定款又は寄附行為（会社以外の法人の場合）
- (5) 暴力団員又は暴力団関係事業者該当しない者であることの**誓約書（別記19号様式）**

2 個人の場合

- (1) 身分証明書（写し可、市区町村長の発行するもの）
- (2) 営業証明書
※業種及び営業開始日の記載があるもの
（写し可、市区町村長の発行するもの）
※営業証明書が発行されない場合及び業種（事業内容）が記載されていない場合は、申請する業種の営業を証する書類（契約書、請書、請求書（控）、納品書（控）など実績が確認できる書類の（写し）
- (3) 次に掲げる税に滞納がないことの証明書（原本の提出）
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。） ※道税事務所、各総合振興局税務課の発行するもの
 - イ 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書 ※税務署で発行するもの
- (4) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書面
届出義務がないものについては、**社会保険等適用除外申出書（別記第20号様式）**を提出してください。

- ア 健康保険・厚生年金保険の届け出義務を履行している事実を証する書類
 - ※ 次に例示した書類など、ど届出の状況が確認できる書類のいずれか一つ（写し）
 - ・納入告知書、領収済額通知書、社会保険料納入証明書、保険料納入確認書など
- イ 雇用保険
 - ※ 次に例示した書類など、ど届出の状況が確認できる書類のいずれか一つ（写し）
 - ・保険関係成立届、概算・確定保険料申告書、納付書・領収証書
- (5) 従業員名簿（別記第5号様式その1）
 - ※代表者、家族従業員及び1ヵ月以上の期間を定めて雇用している者を記入、従業員の数が3人以上であること
- (6) 損益計算書等（1事業年度分、写し）
 - ア 青色申告書を提出した方は、審査基準日直前1年分の確定申告書の写し及び損益計算書（裏面の内訳を含む。）の写し
 - イ その他の方（白色申告）は、審査基準日直前1年分の確定申告書の写し及び営業収支の状況が明示されている書類（収支内訳書両面）の写し
- (7) 暴力団員又は暴力団関係事業者該当しない者であることの誓約書（別記19号様式）

3 各種組合の場合

- (1) 「1法人の場合」の提出書類(1)～(5)と同じ書類
- (2) 従業員名簿（別記第5号様式その1）
- (3) 組合の定款
- (4) 協同組合等の概要
- (5) 官公需適格組合証明書（写し）
 - ※中小企業組合等において官公需適格組合の証明を有する場合